

令和6年度 監査計画

二宮町監査基準第8条第1項の規定に基づき、令和6年度の監査計画を次のとおりとする。

1. 基本方針

- (1) 事務の執行が、法令等に則って適正に行われているかという合規性の観点のもとより、最少の経費で最大の効果を挙げているかという経済性、効率性及び所期の目的を達成しているかという有効性の観点からも検証する。
- (2) 監査の実効性を確保するため、過去の指摘に対する改善状況を的確に把握し、是正・改善を求めていくとともに、監査等対象部署におけるリスク管理、チェック体制等、内部統制の整備・運用に留意しながら実施する。
- (3) 監査結果等については、簡潔明瞭かつ平易な文章で記述し、町民が内容を十分理解できるように、監査方法、監査状況及び根拠等を明確に示すよう、その表現、構成等について誤解を招くことのないように留意するとともに、ホームページ等を活用し、監査等に関する情報の発信に努める。

2. 個別監査方針

- (1) 定期監査（地方自治法第199条第1項及び第4項）

定期監査は年度の間で行い、上半期の事業予算の執行状況を振り返り、課題の抽出及びその解決策に対する方針等について、今年度残りの期間の事業執行及び次年度以降の事業にも反映ができるよう、合規性、経済性、効率性及び有効性を主眼として、実施する。また、財産の管理等が適正に実施されているかについても、併せて実施する。
なお、各課所管の公共施設について、必要に応じて別途指定して監査を実施する場合がある。
- (2) 工事監査（地方自治法第199条第5項）

工事の必要性や緊急性が合理的な根拠に基づいたものか、設計や積算の根拠に誤りが無かったか、施工計画から積算、業者選定、契約、支払までの事務執行が適正か、施工後の効果は表れているか、各種施設設備の運用に係るマニュアルは作成されているか等、監査を実施する。また、同一工種の工事の一括発注等、経費節減に向けた工夫についても確認する。
- (3) 財政援助団体等監査（地方自治法第199条第7項）

町が補助金等の財政的援助を行っている団体等に対し、出納、その他の事務執行が適正に行われ、効率的かつ効果的に実施されているかについて、監査を実施する。

- (4) 決算審査（地方自治法第233条第2項）
決算計数の確認及び検証を行い、財政、資金運用、財産管理及び主要事業の各状況について意見を付する。
なお、主要事業に意見を付するにあたっては、対象部署の全般的な取り組み状況及び総合計画、総合戦略並びに主要事業の推進に係る事業の執行状況を勘案して、各種事業が適切な規模であるか、各課等、他機関との連携をもって効率的かつ効果的に実施されているか等を審査し、併せて事業効果を検証する。
- (5) 例月出納検査（地方自治法第235条の2第1項）
現金の出納について毎月の計数を確認するとともに、月末時の残高証明と現金保管状況を検査する。
会計管理者等の現金の出納事務が正確に処理されているか、確認する。
併せて、資金の運用状況等財政収支の動態を主として計数面より把握し、異常値の有無を確認するとともに、各種監査の効率的な執行に活用する。
- (6) 基金運用審査（地方自治法第241条第5項）
基金の運用状況を示す書類を確認し、确实かつ効率的な基金運用及び適正な事務処理が実施されているかについて審査する。
- (7) 健全化判断比率等審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項）
健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎資料等が、適正に作成されているかについて審査する。
- (8) 随時監査
監査委員が必要と認めたときに、行政監査、指定金融機関監査等について、対象事項、実施期間等、詳細はその都度協議のうえ、実施する。
- (9) その他の監査
住民監査請求に基づく監査、住民の直接請求に基づく監査、議会の請求に基づく監査、町長の要求に基づく監査等、請求や要求に基づき、監査を実施する。

令和6年度 監査等実施計画表

| 種類別 | | 月 別 | | 令和6年 | | | | | | | | | 令和7年 | | | 根拠法令 |
|-----|--------------------------|---|----|------|----|----|----|-----|------------------------------|-----|----|----|------|-----------------|------------------------------------|------|
| | | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | | | |
| ① | 定期監査 | | | | | | | | 令和6年度事業対象 ← → (施設監査含む) | | | | | | 地方自治法第199条第1項及び第4項 | |
| ② | 工事監査 | | ↔ | | | | | | | | | | | | 地方自治法第199条第5項 | |
| ③ | 財政援助団体等監査 | | | ↔ | | | | | | | | ↔ | | | 地方自治法第199条第7項 | |
| ④ | 決算審査（各会計） | | | | ↔ | | | | | | | | | | 地方自治法第233条第2項 | |
| | 財政健全化指標審査 | | | | ↔ | | | | | | | | | | 地方公共団体の財政の健全化に関する法第3条第1項及び第22条第1項 | |
| ⑤ | 例月出納検査（各会計） 基金運用状況の審査 | ↔ | ↔ | ↔ | ↔ | ↔ | ↔ | ↔ | ↔ | ↔ | ↔ | ↔ | ↔ | ↔ | 地方自治法第235条の2第1項 及び地方自治法第241条第5項 | |
| ⑥ | 行政監査 | 必要に応じて、その都度実施 | | | | | | | | | | | | 地方自治法第199条第2項 | | |
| | 指定金融機関監査 | 必要に応じて、その都度実施 | | | | | | | | | | | | 地方自治法第235条の2第2項 | | |
| | その他の請求、要求監査 | 普通地方公共団体の長からの要求に基づく監査（地方自治法第199条第6項）、議会の要求に基づく監査（地方自治法第98条第2項） 住民監査請求に基づく監査（地方自治法第242条）、住民の直接請求に基づく監査（地方自治法第75条） | | | | | | | | | | | | | | |
| | 損害賠償の監査 | 職員の賠償責任についての監査等（地方自治法第243条の2第3項、地方公営企業法第34条） | | | | | | | | | | | | | | |

3. 各種監査等の実施時期

①定期監査

| | 監査対象 | 予備監査 | 本監査 |
|---|--|-------------------------|---|
| 1 | 東京大学果樹園跡地 【現地監査】 (政策部 施設再編課) 午前8時50分～午前9時40分 | 10月11日(金) ～10月29日(火) | 10月30日(水) 午前8時50分 ～午前12時 第1会議室 |
| | 政策部 施設再編課 (東京大学果樹園跡地の書類監査を含む) 午前9時50分～午前10時30分 | | |
| | 政策部 企画政策課 午前10時35分～午前11時15分 | | |
| | 政策部 地域政策課 午前11時20分～午前12時 | | |
| 2 | 総務部 防災安全課 午前9時～午前9時45分 | 10月23日(水) ～11月12日(火) | 11月13日(水) 午前9時 ～午前12時 第1会議室 |
| | 栄通り子育てサロン 【現地監査】 (健康福祉部 子育て・健康課) 午前9時55分～午前10時25分 | | |
| | 健康福祉部 子育て・健康課(子育て支援担当) (栄通り子育てサロンの書類監査を含む) 午前10時35分～午前11時15分 | | |
| | 健康福祉部 子育て・健康課(保健センター) 午前11時20分～午前12時 | | |
| 3 | 都市部 都市整備課 午前9時～午前9時50分 | 11月1日(金) ～11月19日(火) | 11月20日(水) 午前9時 ～午前11時10分 第1会議室 |
| | 都市部 下水道課 午前9時55分～午前10時25分 | | |
| | 消防本部 消防課 消防署 午前10時30分～午前11時10分 | | |

*日程について変更する場合がありますのでご了承ください。

②工事監査

| 監査対象 | 予備監査 | 本監査 |
|-----------------------|----------------------|---|
| 「漁港区域内事務所兼倉庫及び倉庫解体工事」 | 5月2日(木) ～5月21日(火) | 5月22日(水) 午前9時30分 ～午前11時30分 公室 書類監査、現地監査 |

*日程について変更する場合がありますのでご了承ください。

③財政援助団体等監査

| 監査対象 | 予備監査 | 本監査 |
|----------------------------|--------------------------|---|
| 二宮町商工会 「令和5年度 町商工会補助金」 | 6月4日(火) ～6月20日(木) | 6月21日(金) 午前10時 ～午前11時30分 第1会議室 |
| 所管課／都市部産業振興課 | | |
| 二宮町消防団 「令和5年度 団本部運営交付金」 | 令和7年1月7日(火) ～1月21日(火) | 令和7年1月22日(水) 午前10時 ～午前11時30分 第1会議室 |
| 所管課／消防本部消防課 | | |

*日程について変更する場合がありますのでご了承ください。

④決算審査

| | 本審査 | 審査査閲内容 | 時間・場所 | 出席予定者 |
|---|----------|--|-------------------------|---|
| 1 | 7月30日(火) | 決算資料概要説明 ①決算収支状況調書 (一般会計、特別会計) ②歳入歳出 決算額目的別調書 ③令和4年度繰越事業支出状況調書 ④町補助金交付団体実績調書 ⑤財産・備品に関する調書 (基金・土地・建物・車両) ⑥町債状況調書 ⑦財政指数・財政健全化 判断比率の状況 ⑧主要工事調書 | 午前9時 ~午前10時 第1会議室 | ・ 監査委員 (代表、議選) ・ 政策部長、財務課長 財務契約班長、財産管理班長 ・ 参事兼会計管理者、出納課長 出納班長 |
| 2 | 7月31日(水) | 各課執行状況調べ (その1) 政策部、総務部 ①歳入予算執行状況 ②歳出予算執行状況 | 午前9時 ~午後4時 公室 | ・ 監査委員 (代表、議選) ・ 政策部、総務部の 課長、班長 |
| 3 | 8月1日(木) | 各課執行状況調べ (その2) 健康福祉部、消防本部・消防署 ①歳入予算執行状況 ②歳出予算執行状況 | 午前9時 ~午後3時 公室 | ・ 監査委員 (代表、議選) ・ 健康福祉部、 消防本部・消防署の 課(署)長、班(隊)長 |
| 4 | 8月2日(金) | 各課執行状況調べ (その3) 都市部、教育委員会教育部 ①歳入予算執行状況 ②歳出予算執行状況 | 午前9時 ~午後3時 公室 | ・ 監査委員 (代表、議選) ・ 都市部、教育委員会教育部の 課長、班長 |
| 5 | 8月21日(水) | 決算意見書提出 | 午前9時 ~午前9時30分 町長室 | ・ 監査委員 (代表、議選) ・ 町長、副町長 ・ 政策部長、参事兼会計管理者 |

*日程及び場所について変更する場合がありますのでご了承ください。

⑤例月出納検査

監査対象：出納課、下水道課

時間：午前9時30分～

| 例月検査（対象月） | 予備検査 | 本検査 |
|--------------------------|---------------------------|-----------------------|
| 令和6年4月 （3月分） | 4月22日（月） ～4月23日（火） | 4月24日（水） 第1会議室 |
| 令和6年5月 （令和5年度、6年度4月分） | 5月22日（水） ～5月23日（木） | 5月24日（金） 公室 |
| 令和6年6月 （令和5年度、6年度5月分） | 6月21日（金） ～6月24日（月） | 6月25日（火） 第1会議室 |
| 令和6年7月 （6月分） | 7月23日（火） ～7月24日（水） | 7月25日（木） 公室 |
| 令和6年8月 （7月分） | 8月21日（水） ～8月22日（木） | 8月23日（金） 公室 |
| 令和6年9月 （8月分） | 9月20日（金） ～9月24日（火） | 9月25日（水） 第1会議室 |
| 令和6年10月 （9月分） | 10月23日（水） ～10月24日（木） | 10月25日（金） 第1会議室 |
| 令和6年11月 （10月分） | 11月21日（木） ～11月22日（金） | 11月25日（月） 第1会議室 |
| 令和6年12月 （11月分） | 12月23日（月） ～12月24日（火） | 12月25日（水） 第1会議室 |
| 令和7年1月 （12月分） | 令和7年1月22日（水） ～1月23日（木） | 令和7年1月24日（金） 第1会議室 |
| 令和7年2月 （1月分） | 令和7年2月21日（金） ～2月24日（月） | 令和7年2月25日（火） 公室 |
| 令和7年3月 （2月分） | 令和7年3月21日（金） ～3月24日（月） | 令和7年3月25日（火） 公室 |

*日程及び場所について変更する場合がありますのでご了承ください。